

— 令和7年第7回10月臨時会 —

1 議事日程（第1号）

(令和7年第7回久山町議会10月臨時会)

令和7年10月15日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議

日程第4 議案第51号 久山町監査委員の選任について (町長提出)

日程第5 議案第52号 久山町監査委員の選任について (町長提出)

日程第6 議案第53号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第7 議案第54号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第8 議案第55号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第9 議案第56号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第10 議案第57号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第11 議案第58号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第12 議案第59号 久山町久原財産区管理委員の選任について (町長提出)

日程第13 議案第51号 久山町監査委員の選任について

日程第14 議案第52号 久山町監査委員の選任について

日程第15 議案第53号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第16 議案第54号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第17 議案第55号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第18 議案第56号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第19 議案第57号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第20 議案第58号 久山町久原財産区管理委員の選任について

日程第21 議案第59号 久山町久原財産区管理委員の選任について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 清永義弘

2番 城戸利廣

3番 永松節子

4番 佐伯勝宣

5番 只松秀喜

6番 荒巻時雄

7番 阿部恒久

8番 津原健太郎

9番 阿部昭徳

10番 山野久生

— 令和7年第7回10月臨時会 —

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 佐伯勝宣

5番 只松秀喜

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長 西村 勝

副町長 中原三千代

教育長 重松宏明

総務課長兼経営デザイン課長 久芳浩二

税務課長 阿部哲也

町民生活課長 井上英貴

健康課長 持松可奈子

福祉課長 今村春美

都市整備課長 亀井玲子

産業振興課長 阿部桂介

会計管理者 横山正利

教育課長 江上智恵

上下水道課長 平尾勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原正継

議会事務局書記 淀川裕和

— 令和7年第7回10月臨時会 —

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

開会 午前9時30分

○議長（山野久生君） おはようございます。

ただ今から、令和7年第7回久山町議会10月臨時会を開会します。

本日全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、10月臨時会開会にあたり、町長よりご挨拶をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） おはようございます。

本日ここに久山町議会10月臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さんにご出席を賜り誠にありがとうございます。

10月に入り、はや半月ほどがたちました。日中は真夏日になることもございますが、朝夕には涼しい風が吹き、また、町内では、たわわに実った稲穂の刈り取りも順調に進み、いよいよ秋の訪れを感じられる時期となりました。そのような中、国内においては、本年4月から、158の国と地域が一堂に会して始まった大阪関西万博が、10月13日をもって閉幕しました。開幕前は予算や経済効果に対する批判を含め、ネガティブな意見が多かったこの万博ですが、184日間の来場者は2,500万人を超え、運営収支は約230億円から280億円の黒字が見込まれています。ネットでは、万博ロスという言葉が話題となり、マスメディアにおいても、万博開催の成果が大きく取り上げられています。これは、地元の行政、企業が連携し、批判に屈することなく、強い推進力を発揮したこと。さらに、開幕前の批判が逆に話題づくりとなり、開幕後の来訪者の体験の素晴らしさが口コミで広がったことが大きな要因と言われています。そしてすでにこの万博による有形・無形のレガシーを未来の社会・経済・文化にどう生かしていくかに注目がシフトしています。私は今回の万博の流れは、これからの中山町のまちづくりと共に通する部分や発展に向けたヒントがあると感じています。先人たちが培ってきた豊かな自然や地域性、道徳の心など、今ある本町のレガシーを次の世代、未来に伝えていくことを目的に、必要な要素や経済や文化・教育等のさまざまな政策に反映することで、住民の皆さんお一人お一人が、そのよさを実感し、そして考え、未来に向けてその輪を広げ、行動していくことが重要です。

現在、国において政治は不安定な状況が続いているが、今後の物価高騰対策、子育て支援策などへの動きを注視しながら、常に本町では、未来を見据えたまちづくりを念頭に置き、新体制を整えました議会の皆さまとともに強い推進力を持って、久山町独自のまちづくりに力を入れてまいります。議員の皆さんにご理解、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

今回、10月臨時会に提案いたしますのは、人事案件9議案でございます。詳細につきましては担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（山野久生君） ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山野久生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝宣議員および5番只松秀喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（山野久生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議

○議長（山野久生君） 日程第3、発議第2号議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について、提出議員より提案理由の説明を求めます。

阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） では提案理由を申し上げます。

議会広報は、議会と住民を結ぶかけ橋であり、議会の審議、活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っています。この議会広報の充実・強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするために、地方自治法第109条第1項および久山町議会委員会条例第4条の2に規定する特別委員会として、議会広報特別委員会を設置するため提案するものであります。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

詳細については、1名称、議会広報特別委員会。2設置の根拠、地方自治法第109条第1項および久山町議会委員会条例第4条の2第1項。3目的、議会広報の編集、発行および調査。4委員の定数、5人。5調査期限、令和11年9月29日まで。閉会中もなお編集、発行および調査を行うことができるとするものです。

以上よろしくお願ひします。

○議長（山野久生君） これより提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

発議第2号議会広報特別委員会設置に関する決議を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、議会広報特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

事務局名簿を配布してください。

[事務局名簿配布]

○議長（山野久生君） お諮りします。

特別委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、議会広報特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩し、ただ今設置されました議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いします。

委員以外の方は、この場でお待ちください。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

— 令和7年第7回10月臨時会 —

休憩 午前9時38分

再開 午前9時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会広報特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りましたので報告いたします。

委員長 阿部恒久議員、副委員長 永松節子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第51号 久山町監査委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第4、議案第51号久山町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第51号久山町監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期が令和7年10月27日をもって終了することに伴い、久山町監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任をお願いする方は、住所、糟屋郡久山町大字猪野。氏名、大塚哲雄氏です。大塚氏につきましては、昭和58年7月に篠栗町役場に入庁。平成25年4月から平成31年3月、同役場を退職するまで総務課長として奉職され、退職後、令和2年3月まで、福岡県介護保険広域連合糟屋支部事務長。令和3年3月まで糟屋郡町村会事務次長を経て、令和3年4月から令和7年3月まで篠栗町副町長として行政運営に携わってこられました。経歴からも分かるとおり、行政事務に精通されており、本町の監査委員として的確なご指摘、ご指導いただけるものと確信しております。

どうかご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 久山町監査委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第5、議案第52号久山町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、阿部昭徳議員の退場を求める。

[9番 阿部昭徳君 退場]

— 令和7年第7回10月臨時会 —

○議長（山野久生君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第52号久山町監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、議員のうちから選任する監査委員の任期が満了したことに伴い、久山町監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任をお願いする方は、住所、糟屋郡久山町大字山田。氏名、阿部昭徳氏です。阿部氏につきましては、議会からのご推薦により選任させていただいた方であり、効率的かつ合理的、適正な予算執行等、公正な立場でご指摘、ご指導いただけるものとご期待するところでございます。どうかご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

○議長（山野久生君） 阿部昭徳議員の入場を求めます。

[9番 阿部昭徳君 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第53号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第6、議案第53号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により荒巻時雄議員の退場を求めます。

[6番 荒巻時雄君 退場]

○議長（山野久生君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第53号久山町久原財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

本案は、久山町久原財産区管理委員の任期満了に伴い、久山町久原財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員を選任する必要が生じたため、議会の同意をお願いするものでございます。

選任をお願いする方は、住所、糟屋郡久山町大字久原。氏名、荒巻時雄氏です。

荒巻氏につきましては、議会からのご推薦により選任させていただいた方であり、久山町久原財産区管理委員としてふさわしい人物であると判断しましたので、議会の同意を求めるものでございます。どうかご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

○議長（山野久生君） 荒巻時雄議員の入場を求めます。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

[6番 荒巻時雄君 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第54号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第54号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永松節子議員の退場を求めます。

[3番 永松節子君 退場]

○議長（山野久生君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第54号久山町久原財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

本案は、久山町久原財産区管理委員の任期満了に伴い、久山町久原財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員を選任する必要が生じたため、議会の同意をお願いするものでございます。

選任をお願いする方は、住所、糟屋郡久山町大字久原。氏名、永松節子氏です。

永松氏につきましては、議会からのご推薦により選任させていただいた方であり、久山町久原財産区管理委員としてふさわしい人物であると判断しましたので、議会の同意を求めるものでございます。どうかご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げ、ご説明を終わります。

○議長（山野久生君） 永松節子議員の入場を求めます。

[3番 永松節子君 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第55号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第9 議案第56号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第10 議案第57号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第11 議案第58号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

日程第12 議案第59号 久山町久原財産区管理会委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第8、議案第55号から日程第12、議案第59号までは、久山町久原財産区管理委員の選任についてで関連しますので、一括議題としたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

従って、日程第8、議案第55号から日程第12、議案第59号までの久山町久原財産区管理委員の選任については、一括議題とすることに決定いたしました。

それでは提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 議案第55号から議案第59号久山町久原財産区管理委員の選任について一括してご説明いたします。

本案は、久山町久原財産区管理委員の任期が令和7年10月31日をもって満了することに伴い、久山町久原財産区管理条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員を選任する必要が生じるため、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、議案第55号から議案第58号につきましては、久原財産区の区域内にある行政区の代表者として4名の方々の選任の同意をお願いするもので、

議案第55号、住所、糟屋郡久山町大字久原、氏名、佐伯清美氏です。

議案第56号、住所、糟屋郡久山町大字久原、氏名、種俊策氏です。

議案第57号、住所、糟屋郡久山町大字久原、氏名、今泉保憲氏です。

議案第58号、住所、糟屋郡久山町大字久原、氏名、久芳勝則氏です。

最後に、学識経験者として、議案第59号、住所、糟屋郡久山町大字久原、氏名、今任啓一氏です。

委員の皆さんにつきましては、それぞれの組織等からの推薦などにより選任させていたいただいた方であり、久山町久原財産区管理委員としてふさわしい人物であると判断しましたので、議会の同意を求めるものでございます。どうかご審議いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げ、ご説明を終わりります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。再開時間は改めてお知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時56分

再開 午前10時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第51号 久山町監査委員の選任について

— 令和7年第7回10月臨時会 —

○議長（山野久生君）　日程第13、議案第51号久山町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及する事がないように発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君）　人事案件でございますので重々質問には注意いたします。

町長にお伺いいたしますが今回、経歴は非常に立派で行政に精通はされておるんですけど、やはり監査といいますとやはり町の行政、このチェック機関、そういうことで非常に重要な役割でございまして、通常でしたら弁護士や公認会計士、税理士といった方が充てられると思います。そしていろいろ会議録を調べておりましたら、平成25年、そしてその前の4年前、平成21年、私の先輩議員の方が外部監査の必要性というのをこの場で訴えられております。外部監査と今回の監査は違うんですが、要は外からの視点を持ったということで、何か質問されたんですけど、そのときは、当時の町長はまだ考えてない、今の監査の方は頑張っておられるからということで、考えてないという答えだったんですが。監査が変わられて、そういう検討というのは外部の目というのではなく外からの目というのを考えられたんでしょうか。

○議長（山野久生君）　ちょっと待ってください。佐伯議員、まず簡潔にお願いするとですけど、今の質疑になってないですよね。自分の意見ですよね。それは。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君）　今、自分の意見とおっしゃいました。しかしこれは4年間、町のチェックをする大事な役でございます。

○議長（山野久生君）　だから、討論がございます。

（4番佐伯勝宣君「討論ではなく質問してるんです。」と呼ぶ）

質問になってないでしょ。

（4番佐伯勝宣君「そういったことがございますので、考えられたかどうかということをお伺いしたい。そのために質問します。質問は3回までしかできません。ですから、そのためには、齟齬があつてはいかんと思いましたんで、質問には気をつけております。いかがでしょうか。そういう外から見る

— 令和7年第7回10月臨時会 —

と確かに経歴は素晴らしいといいますか、どうでしょう。」  
と呼ぶ)

佐伯議員、議案に対してのこれ質疑ですから。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 当然議案でございます。そして、町民は今、いろいろ変わらなければいけないということを願っております。それも先日の選挙で…。

○議長（山野久生君） これは質疑と認められないから言ってるんです。

（4番佐伯勝宣君「だから、質問ですから言っとるんです。」と呼ぶ）

佐伯議員、質問と質疑をちゃんと分けてください。

（4番佐伯勝宣君「疑問です。ですからこれは自分の意見がないように…。疑問でございます。」と呼ぶ）

佐伯議員、質疑というのは、議案に対しての質問です。

（4番佐伯勝宣君「議案でございます。」と呼ぶ）

あなたは、自分の意見を言ってるでしょう。

（4番佐伯勝宣君「これは自分の意見ではなくて、これは疑問に思うから言ってるんです。詭弁でかわさないでください。」と呼ぶ）

ここは、私が、議長が取り仕切る場ですので、ちゃんと聞いてください。

（4番佐伯勝宣君「4年間の町のかじ取り、チェック役です。大事ですこれは。」と呼ぶ）

佐伯議員に申し上げますけど、ただ今の発言は質疑・討論の範囲を超えておりますので、注意してもらいます。いいですか。

ほかに質疑がある方はいらっしゃいませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第51号、久山町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第52号 久山町監査委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第14、議案第52号久山町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、阿部昭徳議員の退場を求めます。

[9番 阿部昭徳君 退場]

○議長（山野久生君） それでは、審議を続けます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及する事がないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 人事案件ですのでこれ慎重に質問します。

昨今、こういった議選の監査委員、これを、地方自治法の改正が平成29年にございましたので、選ばない自治体も出てきておるんですけど。やはりこれは、いろいろ公平性あるいは中立性の困難さ、専門性の欠如、そういったことで、そういった自治体が出ておるんです。久山町はまだそういったことは検討されずに、やはりこれは適任というふうな形で臨んだのでしょうか。というのは、先ほどの町長の人選の理由については、ちょっと不十分だった。どこがやはり適正だったか。やはりそういった専門的にこういった法律を学んだとか、財政を前の環境で学ばれたとかそういったことの言及がなかったんですがその辺はいかがでしょう。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、また同じですけど、今のは質疑の範囲を超えておりますので注意していただきますようお願いします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 質疑という言葉で、この質問を回避してはいけないと思いますけど、その辺はどうでしょうか。要は考えたかどうかということだけをお聞かせいただければそれでいいですが。

○議長（山野久生君） もう一度、ちょっと今の聞こえませんでした。

○4番（佐伯勝宣君） 要は考えられたかどうか。やはりもうこの方が適任だ、この人しかな

— 令和7年第7回10月臨時会 —

いというふうな選択肢というふうに捉えたんですが、やはりいろいろこれから4年間勉強してもらわなければいけない。私もそれを願っている。となったら、やはり監査というのは、いろいろこれは重要でございますし、これは中立性、いろんな面で大変でございます。経験を積まれてからやられてもいい。そして、選ばないという手もある。議選をしないという方法もあったんですが、そういった自治体も増えてきますけど、それは考えられなかつたでしょうか。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、先ほども言いましたけど、ちゃんと質疑をしてください。

（4番佐伯勝宣君「勉強してきましたけれどもそれで茶々を入れられたらちょっと非常に私も困るんですけど、その辺はどうでしょう。」と呼ぶ）

勉強されてきたならもう一度確認させてください。後で議長室に来られたら一緒に勉強しましょう。よろしいですか。

（4番佐伯勝宣君「以上です。別に否定してるわけじゃございません。」と呼ぶ）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第52号久山町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（山野久生君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

阿部昭徳議員の入場を求めます。

[9番 阿部昭徳君 入場]

○議長（山野久生君） 改めてご報告いたします。

議案第52号は賛成多数で同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第53号 久山町久原財産区管理委員の選任について

— 令和7年第7回10月臨時会 —

○議長（山野久生君）　日程第15、議案第53号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、荒巻時雄議員の退場を求めます。

[6番　荒巻時雄君　退場]

○議長（山野久生君）　それでは、審議を続けます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君）　討論なしと認めます。

議案第53号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君）　起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

荒巻時雄議員の入場を求めます。

[6番　荒巻時雄君　入場]

○議長（山野久生君）　改めてご報告いたします。

議案第53号は全員賛成で同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16　議案第54号　久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君）　日程第16、議案第54号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、永松節子議員の退場を求めます。

[3番　永松節子君　退場]

それでは審議を続けます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

—— 令和7年第7回10月臨時会 ——

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第54号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

永松節子議員の入場を求めます。

[3番 永松節子君 入場]

○議長（山野久生君） 改めてご報告いたします。

議案第54号は全員賛成で同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第55号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第17、議案第55号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願ひいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第55号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第56号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第18、議案第56号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願ひいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第56号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第57号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第19、議案第57号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願ひいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第57号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第58号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第20、議案第58号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないよう、発言には慎重を期していただきますようお願ひいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第58号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第59号 久山町久原財産区管理委員の選任について

○議長（山野久生君） 日程第21、議案第59号久山町久原財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

— 令和7年第7回10月臨時会 —

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及する事がないよう、発言には慎重を期していただきますようお願ひいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 討論なしと認めます。

議案第59号久山町久原財産区管理委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山野久生君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和7年第7回久山町議会10月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時44分